



平成 30 年 5 月 11 日

各 位

会社名 住友林業株式会社  
(コード番号 1911 東証第一部)  
代表者名 代表取締役 社長 市川 晃  
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション部長 大野 裕一郎  
(TEL 03-3214-2270)

### 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」という)の導入及び本制度に関する議案を平成 30 年 6 月 22 日開催予定の第 78 期定時株主総会(以下「本株主総会」という)に附議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

また、本制度の導入に伴い、現行の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額の定め及び当該ストックオプション制度を廃止し、既に発行済みのもを除き、当該報酬額の定めに基づく株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の割当ては行わないことといたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入目的等

##### (1) 本制度の導入目的

本制度は、役員報酬制度見直しの一環として、当社の取締役(社外取締役を除く)に対して、中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを与えるとともに、株式報酬型ストックオプションに比して、割当時から株式を保有することで株主の皆様との価値の共有を早期に実現することを目的として、譲渡制限付株式を割り当てるための報酬制度として導入するものです。

##### (2) 本制度の導入条件

本制度は、当社の取締役(社外取締役を除く)に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、当社の取締役の報酬額は、平成 28 年 6 月 24 日開催の第 76 期定時株主総会において、月額 4,000 万円以内(うち社外取締役は月額 500 万円以内)、また、平成 27 年 6 月 23 日開催の第 75 期定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額を、年額 1 億円以内(社外取締役を除く)とご承認をいただいておりますが、本株主総会では、上述の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、現行の取締役の報酬額とは別枠で、当社の取締役(社外取締役を除く)に対して譲渡制限付株式を割り当てるための金銭報酬債権の総額を、現行の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額と同じ、年額 1 億円以内として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

## 2. 本制度の概要

### (1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役(社外取締役を除く)に対し、取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式を割り当てるための報酬として上述の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において定める。

また、金銭報酬債権の支給については、当社の取締役が、上述の現物出資に同意していること及び下記(3)に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として行う。

### (2) 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役(社外取締役を除く)に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数 350,000 株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む)又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲内で当該譲渡制限付株式の総数を適切に調整することができる。

### (3) 譲渡制限付株式割当契約の概要

譲渡制限付株式の割当てに際し、取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という)を締結するものとする。

#### ① 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、30年間(以下「譲渡制限期間」という)、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

#### ② 退任時の取扱い

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれも退任した場合には、任期満了、死亡その他取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式(以下「本割当株式」という)を当然に無償で取得する。

#### ③ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあつたことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、任期満了、死亡その他取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役及び執行役員のいずれも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

なお、本割当株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点において、本項の定めに基づく譲渡制限の解除がされていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

#### ④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、取締役会)で承認された場合には、取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### ⑤ その他の内容

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改訂の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上

#### 《ご参考》

当社は、本総会終結の時以降、本制度と同様の制度を、当社の執行役員(取締役を兼務している執行役員は除く)に対し、導入する予定であります。